

令和8年6月
愛荘町議会定例会

議案説明資料

令和8年5月25日

●承認第3号

愛荘町税条例の一部を改正する理由（令和8年3月31日付け専決処分）

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）等が、令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い所要の改正を行うもの。

愛荘町税条例の一部を改正する条例の要旨

- 1 第18条の3【納税証明事項】
改正内容：法律改正にあわせて改正
※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
関係条文：規則第1条の9
施行日：令和8年4月1日
- 2 第19条②③【納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金】
改正内容：法律改正にあわせて改正
※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
関係条文：法第463条の2①・法第463条の24①
施行日：令和8年4月1日
- 3 第33条【所得割の課税標準】
改正内容：法律改正にあわせて改正
※ 特定大口株主配当等の特定配当等への追加
関係条文：法第313条⑫
施行日：令和8年4月1日
- 4 第34条の7【寄付金税額控除】
改正内容：法律改正にあわせて改正
※ 復興特別所得税の課税期間の延長および防衛特別所得税の創設に伴う改正
関係条文：法附則第5条の6③④

施行日：令和10年1月1日

5 第36条の2【町民税の申告】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 項ずれの反映

関係条文：法第317条の2①

施行日：令和9年1月1日

6 第36条の3の2【個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 項ずれの反映

関係条文：法第317条の3の2①

施行日：令和9年1月1日

7 第36条の3の3【個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正

関係条文：法第317条の3の3

施行日：令和9年1月1日

8 第63条【固定資産税の免税点】

改正内容：法律改正にあわせて改正

関係条文：法第351条

施行日：令和9年4月1日

9 第80条①～③【軽自動車税の納税義務者等】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第443条①～③

施行日：令和8年4月1日

10 第81条①～④【軽自動車税のみならず課税】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第444条①～④

施行日：令和8年4月1日

11 第81条の3【環境性能割の課税標準】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第450条

施行日：令和8年4月1日

12 第81条の4【環境性能割の税率】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第451条①～⑥

施行日：令和8年4月1日

13 第81条の5【環境性能割の徴収の方法】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第453条

施行日：令和8年4月1日

14 第81条の6①②【環境性能割の申告納付】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第454条①②

施行日：令和8年4月1日

15 第81条の7①～③【環境性能割に係る不申告等に関する過料】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第457条

施行日：令和8年4月1日

16 第81条の8①②【環境性能割の減免】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第461条

施行日：令和8年4月1日

17 第82条【種別割の税率】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第463条の15①

施行日：令和8年4月1日

18 第83条①②【種別割の賦課期日および納期】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第463条の16、法第463条の17

施行日：令和8年4月1日

19 第85条【種別割の徴収の方法】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第463条の18①～③

施行日：令和8年4月1日

20 第86条【種別割の証紙徴収の手続】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第463条の18④

施行日：令和8年4月1日

21 第87条①～③【種別割に関する申告または報告】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第463条の19①②、法第463条の20①②

施行日：令和8年4月1日

22 第88条【種別割に係る不申告等に関する過料】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第463条の21、法第463条の22①～③

施行日：令和8年4月1日

23 第89条①～③【種別割の減免】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第463条の23

施行日：令和8年4月1日

24 第90条①②④⑤【身体障害者等に対する種別割の減免】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第463条の23

施行日：令和8年4月1日

25 第91条②⑦【原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法第463条の18③

施行日：令和8年4月1日

26 付則第6条【特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 適用期限の延長に伴う改正

関係条文：法附則第4条の5③

施行日：令和9年1月1日

27 付則第7条の3【個人の町民税の住宅借入金特別税額控除】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 法附則第5条の4の削除に伴う改正

関係条文：法附則第5条の4

施行日：令和8年4月1日

28 付則第7条の3の2【個人の町民税の住宅借入金特別税額控除】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備および適用期限の延長に伴う改正

関係条文：法附則第5条の4の2

施行日：令和9年1月1日（適用期限の延長の部分に限る）

29 付則第7条の4【寄附金税額控除における特別控除額の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 復興特別所得税の課税期間の延長および防衛特別所得税の創設に伴う改正

※ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所用の整備

関係条文：法附則第5条の5

施行日：令和10年1月1日（復興特別所得税の課税期間の延長および防衛特別所得税の創設に伴う改正の部分に限る）

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行（特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所用の整備の部分に限る）

30 付則第8条【肉食牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備および適用期限の延長に伴う改正

関係条文：法附則第6条④⑤

施行日：令和8年4月1日

31 付則第9条の2

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 復興特別所得税の課税期間の延長および防衛特別所得税の創設に伴う改正

関係条文：法附則第7条の3③④

施行日：令和10年1月1日

32 付則第10条の2【法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合】

改正内容：法令改正にあわせて改正

※ 改修特別特定建築物に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設

※ 項ズレの反映

関係条文：法附則第15条

施行日：令和8年4月1日

3.3 付則第10条の3【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】

改正内容：法令改正にあわせて改正

関係条文：令附則第12条

施行日：令和8年4月1日

3.4 付則第15条の2①～④【軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法附則第29条の9①～⑤

施行日：令和8年4月1日

3.5 付則第15条の3【軽自動車税の環境性能割の減免の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法附則第29条の10①②

施行日：令和8年4月1日

3.6 付則第15条の4【軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法附則第29条の11

施行日：令和8年4月1日

3.7 付則第15条の5【軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法附則第29条の16①②

施行日：令和8年4月1日

38 付則第15条の6①②【軽自動車税の環境性能割の税率の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法附則第29条の18①②

施行日：令和8年4月1日

39 付則第16条①～④【軽自動車税の種別割の税率の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法附則第30条①～④

施行日：令和8年4月1日

40 付則第16条の2①～③【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

関係条文：法附則第30条の2①～③

施行日：令和8年4月1日

41 付則第16条の3【上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備

関係条文：法附則第33条の2⑦

施行日：令和8年4月1日

42 付則第16条の4【土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備

関係条文：法附則第33条の3⑦

施行日：令和8年4月1日

4.3 付則第17条【長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備

関係条文：法附則第34条

施行日：令和8年4月1日

4.4 付則第17条の2【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しおよび適用期限の延長に伴う改正

関係条文：法附則第34条の2

施行日：令和10年1月1日（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正の部分に限る）

4.5 付則第18条【短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備

関係条文：法附則第35条⑧

施行日：令和8年4月1日

4.6 付則第19条【一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備

関係条文：法附則第35条の2⑧

施行日：令和8年4月1日

4.7 付則第19条の3【特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例】

改正内容：法規定の新設にあわせて改正

※ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設

関係条文：法附則第35条の3の6

施行日：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行

48 付則第20条【先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備

関係条文：法附則第35条の4⑤

施行日：令和8年4月1日

49 付則第20条の2【特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備

関係条文：外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条⑧

施行日：令和8年4月1日

50 付則第20条の3【条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備

関係条文：租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2⑩

施行日：令和8年4月1日

愛荘町税条例(平成18年愛荘町条例第55号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者または特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2もしくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項および第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項もしくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項または第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合には、当該税額または納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号および第5号において同じ。)の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間ならびに第5号および第6号に定める日までの期間につい</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者または特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2もしくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項および第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項もしくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項または第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合には、当該税額または納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号および第5号において同じ。)の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間ならびに第5号および第6号に定める日までの期間につい</p>

ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、または納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)~(6) (略)

2 (略)

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項および次項ならびに第34条の9において「特定配当等」という。)にに係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4~6 (略)

ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、または納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) _____第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) _____第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)~(6) (略)

2 (略)

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項および _____第34条の9において「特定配当等」という。)(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4~6 (略)

(寄附金税額控除)

第34条の7 (略)

2 前項の特別控除は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項 _____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号および第36条の3の3第1項 _____に

(寄附金税額控除)

第34条の7 (略)

2 前項の特別控除は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項または第4項 _____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号ならびに第36条の3の3第1項および第2項第4号 _____に

において同じ。)前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の7第1項(同項第4号に掲げる寄附金(特定非営利活動法人促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ)に係る部分を除く。)および第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)および第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

において同じ。)前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の7第1項(同項第4号に掲げる寄附金(特定非営利活動法人促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ)に係る部分を除く。)および第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)および第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、
合計所得金額が133万円以下である
ものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) (略)

2~4 (略)

5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項および第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。
次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) (略)

2~4 (略)

5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項および第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項

除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)もしくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族または特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号および次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)もしくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。))の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、

《新設》

2 前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

寡婦もしくはひとり親に該当する者または特定配偶者もしくは扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。)もしくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者またはその他の障害者に該当する場合にはその旨およびその該当する事実ならびに寡婦またはひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族または特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項または同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項または同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋または償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地 にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋または償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地または家屋にあつては30万円 、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

《削除》

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課

することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3

することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を_____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

《削除》

《削除》

輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項または第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項または第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

《削除》

《削除》

《削除》

《削除》

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなく申告または報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車または第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割)の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割)の賦課期日および納期)

《削除》

《削除》

(軽自動車税)の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税)の賦課期日および納期)

第83条 種別割 の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割 の納期は、5月1日から同月末日までとする。

(種別割 の徴収の方法)

第85条 種別割 は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割 に関する申告または報告)

第87条 種別割 の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車および2輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車および2輪の小型自動車の所有者または使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車および2輪の小型自動車の所有者

第83条 軽自動車税 の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税 の納期は、5月1日から同月末日までとする。

(軽自動車税 の徴収の方法)

第85条 軽自動車税 は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税 に関する申告または報告)

第87条 軽自動車税 の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車および2輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車および2輪の小型自動車の所有者または使用者については施行規則第33号の4様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車および2輪の小型自動車の所有者

または使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

(種別割の減免)

第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

または使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))および道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))またはこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))および道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))またはこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法第445条もしくは第81条の2または第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第445条もしくは第81条の2または第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、また同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法第445条もしくは第81条の2または第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第445条もしくは第81条の2または第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、また同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付

自転車もしくは小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車を所有しもしくは使用しないこととなったとき、または当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第

自転車もしくは小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車を所有しもしくは使用しないこととなったとき、または当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

《削除》

6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8および第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条ならびに付則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条ならびに付則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨および町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、町長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が_____平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には_____、法附則第5条の4第5項 (同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者

者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8および第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条ならびに付則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条ならびに付則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第19条の2第1項 または付則第20条第1項 の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から 令和9年度 までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達さ

の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8および第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条ならびに付則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条ならびに付則第7条の3第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第19条の2第1項、付則第19条の3第1項または付則第20条第1項 の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項または第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から 令和12年度 までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達さ

れる時まで提出されたものおよびその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項および付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項_____に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項お

れる時まで提出されたものおよびその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項_____および付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項

よび第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

- 3 [法附則第15条第25項第1号イ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 4 [法附則第15条第25項第1号ロ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 [法附則第15条第25項第1号ハ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 [法附則第15条第25項第1号ニ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 [法附則第15条第25項第2号](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。
- 8 [法附則第15条第25項第3号イ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 [法附則第15条第25項第3号ロ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 [法附則第15条第25項第3号ハ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

- 3 [法附則第15条第24項第1号イ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 [法附則第15条第24項第1号ロ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 [法附則第15条第24項第1号ハ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 [法附則第15条第24項第1号ニ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 [法附則第15条第24項第2号](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。
- 8 [法附則第15条第24項第3号イ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 [法附則第15条第24項第3号ロ](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 10 [法附則第15条第24項第4号](#)に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 (略)

19 (略)

《新設》

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

《削除》

《削除》

《削除》

11 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

15 (略)

16 (略)

17 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に[令附則第12条第16項](#)に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が[令附則第12条第19項](#)に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅または同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) [令附則第12条第23項](#)に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に[令附則第12条第17項](#)に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が[令附則第12条第20項](#)に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅または同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) [令附則第12条第24項](#)に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに[令附則第12条第24項](#)に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅または同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および[令附則第12条第31項](#)に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および[令附則第12条第31項](#)に

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに[令附則第12条第25項](#)に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅または同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および[令附則第12条第32項](#)に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および[令附則第12条第32項](#)に

規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

_____ 旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しおよび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)または同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造および配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例)

第15条の2 町長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項または第3項において準用する場合を含む。)または法第451条第1項もしくは第2項(これらの規定を同条第4項または第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

《削除》

《削除》

する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

- 第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減

《削除》

免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに最初の法第444条第3項に規定する_____車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)

《削除》

《削除》

《削除》

(軽自動車税_____の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項および第3項_____において「初回車両番号指定」という。)

を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限

を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税にに係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項ににおいて「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

《削除》

る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を
受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年
度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあ
るのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」
とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の
軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の
軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定
等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次
項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があるこ
とを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長され
た納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、
国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申
請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の
偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けた
ことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消
したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承
継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所
有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条および第88

(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の
軽自動車が前条第2項または第3項の規定の適用を受ける3輪以上の
軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定
等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次
項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があるこ
とを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長され
た納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、
国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申
請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の
偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けた
ことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消
したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承
継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所
有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定(第87条および第88

条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1

項、付則第7条の3第1項、および付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

項および付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項)に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

《新設》

各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項)に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域または特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、および付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項または第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡または確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

《新設》

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)
第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第33条第1項および第2項ならびに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34

条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の10分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項および第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項および第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項および第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項および第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項および第7条の3第1項の規定の適用については第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項および第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項および第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項および第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

●承認第4号

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する理由（令和8年3月31日付け専決処分）

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額ならびに、5割軽減および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正され、また令和8年度より新たに追加される子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額および軽減に関する事項の規定が新設されたことにより、本条例の規定について所要の改正を行う。

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨

第2条（課税額）

改正内容：国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を**67万円（現行66万円）**に引上げ、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を**3万円**とする。

関係条文：地方税法703条の4、施行令第56条の88の2

施行日：令和8年4月1日

第21条（国民健康保険税の減額）

改正内容：国民健康保険の軽減措置について、**5割軽減**の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乗すべき金額を**31万円（現行30万5千円）**に、**2割軽減**の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乗すべき金額を**57万円（現行56万円）**に引き上げる。

また、子ども・子育て支援納付金分について、第1項（均等割および平等割の7・5・2割軽減）、第2項（均等割の未就学児の軽減）の軽減額、および18歳未満被保険者における均等割の減額を規定する。

関係条文：地方税法第703条の5、施行令第56条の89

施行日：令和8年4月1日

国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減の拡充

現行と改正後

■課税限度額

- ・基礎課税額 **66万円 → 67万円**
- ・後期高齢者支援金等課税額 26万円【変更なし】
- ・介護納付金課税額 17万円【変更なし】
- ・子ども・子育て支援納付金課税額 **3万円【新設】**

■軽減判定所得

$$7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 10万円 \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)$$

【変更なし】

5割軽減基準額

$$= 基礎控除額(43万円) + 10万円 \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1) \\ + \mathbf{30万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

↓

$$= 基礎控除額(43万円) + 10万円 \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1) \\ + \mathbf{31万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

2割軽減基準額

$$= 基礎控除額(43万円) + 10万円 \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1) \\ + \mathbf{56万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

↓

$$= 基礎控除額(43万円) + 10万円 \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1) \\ + \mathbf{57万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

・課税限度額の引上げによる影響 (R7 課税数値から試算)

基礎課税額に係る課税限度額が66万円から67万円に引上げられることに伴い、R7 基礎課税額に係る限度額到達世帯 25世帯中、再度限度額67万円に到達する世帯は24世帯となる。

・軽減判定の見直しによる影響 (R7 課税数値から試算)

5割軽減世帯 291世帯 (R7: 285世帯) 6世帯増

2割軽減世帯 221世帯 (R7: 216世帯) 5世帯増

(参考: 7割軽減世帯 511世帯)

子ども・子育て支援納付金分 (子ども分)・・・軽減する額

	関係条項	項目	軽減額	参考(軽減後)
7割軽減	第1項第1号キ	均等割	805円	345円
	第2項第3号ア	(1人当たり)	173円	172円
	第1項第1号ク	18歳以上均等割 (1人当たり)	54円	23円
	第1項第1号ケ	平等割 (1世帯当たり)	539円	230円
5割軽減	第1項第2号キ	均等割	575円	575円
	第2項第3号イ	(1人当たり)	288円	287円
	第1項第2号ク	18歳以上均等割 (1人当たり)	39円	38円
	第1項第2号ケ	平等割 (1世帯当たり)	385円	384円
2割軽減	第1項第3号キ	均等割	230円	920円
	第2項第3号ウ	(1人当たり)	460円	460円
	第1項第3号ク	18歳以上均等割 (1人当たり)	16円	61円
	第1項第3号ケ	平等割 (1世帯当たり)	154円	615円
軽減なし	第2項第3号エ	均等割 (1人当たり)	575円	575円

愛荘町国民健康保険税条例(平成18年愛荘町条例第57号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.6万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6.6万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p> <hr/>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.7万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6.7万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p>

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が6.6万円を超える場合には、6.6万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等納付金課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、2.6万円）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）

の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、4.3万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が5.5万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が6.7万円を超える場合には、6.7万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等納付金課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、2.6万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）ならびに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、4.3万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が5.5万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年

金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ （略）

《新設》

《新設》

《新設》

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所

金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ （略）

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について805円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について54円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 539円

(イ) 特定世帯 269円

(ウ) 特定継続世帯 404円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所

得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

《新設》

《新設》

《新設》

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属す

得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について575円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について39円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 385円

(イ) 特定世帯 192円

(ウ) 特定継続世帯 288円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属す

る国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

《新設》

《新設》

《新設》

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額

る国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について230円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について16円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 154円

(イ) 特定世帯 77円

(ウ) 特定継続世帯 116円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額

(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) (略)

《新設》

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額および被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額および被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 173円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 288円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 460円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 575円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額ならびに被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額ならびに被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の1
2分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行
規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）
の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場
合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前
産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2)～(6) (略)

《新設》

《新設》

《新設》

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の1
2分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行
規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）
の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場
合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前
産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付
金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定に
より算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産
前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付
金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5
の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を
減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割
額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち
当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付
金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき
第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第

《新設》

1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4. 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。